

新型インフルエンザ等対策に関する業務計画

愛知医科大学病院

令和8年6月

【第1章 総論】

- 1－1 業務計画策定・運用の目的
- 1－2 基本方針
- 1－3 定義と用語
- 1－4 業務計画の運用

【第2章 新型インフルエンザ等対策を実施するための体制】

- 2－1 新型インフルエンザ等発生時におけるマニュアルの作成・周知
- 2－2 新型インフルエンザ等対策本部の設置・運営

【第3章 新型インフルエンザ等対策の実施に関する関係機関との連携】

- 3－1 平時における関係機関との連携、協力体制
- 3－2 情報収集・共有体制

【第4章 新型インフルエンザ等対策の内容及び実施方法】

- 4－1 準備期における準備
- 4－2 初動期における対応
- 4－3 対応期における対応
- 4－4 患者数が大幅に増加した場合の対応
- 4－5 発生時における情報収集・連携等
- 4－6 特定接種の実施
- 4－7 感染対策の検討・実施
- 4－8 発生時の人員計画
- 4－9 医薬品及び診療材料等の備蓄

【第5章 その他新型インフルエンザ等対策の実施に関し必要な事項】

- 5－1 職員への教育・訓練等
- 5－2 計画の修正

【第1章 総論】

1－1 業務計画策定・運用の目的

本計画は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「法」という。）第9条第1項の規定に基づき、愛知医科大学病院（以下「当院」という。）における新型インフルエンザ等対策の実施に関する事項を定め、その感染拡大を可能な限り抑制し、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるよう円滑かつ適切な医療活動に資することを目的とする。

1－2 基本方針

当院は、新型インフルエンザ等対策の遂行に当たって、国、愛知県、関係市町及び医療機関等と相互に連携を図りながら、これを行うものとする。

1－3 定義と用語

本計画において「準備期」とは、新型インフルエンザ等の発生を覚知する以前までを、「初動期」とは、新型インフルエンザ等の発生を覚知後、政府対策本部が設置されて基本的対処方針が定められ、これが実行されるまでを、「対応期」とは、初動期以後、政府対策本部が廃止されるまでをいう。

なお、「対応期」は、「封じ込めを念頭に対応する時期」、「病原体の性状等に応じて対応する時期」、「ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期」、「特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期」の4つの時期に区分される。

1－4 業務計画の運用

病院長は、職員等の安全確保を最優先としつつ、新型インフルエンザ等対策業務を実施する。なお、事前に想定したとおりに事態が進展するとは限らないことから、国及び愛知県等が提供する正確な情報を適宜入手し、的確な行動をとる。

【第2章 新型インフルエンザ等対策を実施するための体制】

2－1 新型インフルエンザ等発生時におけるマニュアルの作成・周知

（1）病院長は、本計画を効果的に推進するため、未発生期における準備、海外発生期から地域発生早期における対応、地域感染期における対応、患者数が大幅に増加した場合の対応について記載した新型インフルエンザ等発生時における新型インフルエンザ等マニュアルを作成する。

（2）病院長は、新型インフルエンザ等マニュアルを作成又は修正した場合には、職員に対し周知徹底を図る。

2－2 新型インフルエンザ等対策本部の設置・運営

（1）病院長は、法第22条第1項に基づき愛知県対策本部が設置されたときは、新型

インフルエンザ等対策を行うために必要な次の業務を行わせるため、新型インフルエンザ等対策本部（以下「対策本部」という。）を設置するものとする。

- ① 発生状況の情報収集及び発信に関すること
- ② 関係機関との連絡調整に関すること
- ③ その他医療の提供について必要な業務に関すること

- (2) 新型インフルエンザ等マニュアルに基づき病院内に新型インフルエンザ等対策を遂行するための対策本部を設置し、必要な措置を講ずるものとする。

【第3章 新型インフルエンザ等対策の実施に関する関係機関との連携】

3-1 平時における関係機関との連携、協力体制

病院長は、法第7条第1項に規定する都道府県行動計画及び法第8条第1項に規定する市町村行動計画における当院のその地域での役割を確認し、新型インフルエンザ等の患者が発生した場合に備え、愛知県、関係市町及び医療機関等と相互に連携・協力を行い、新型インフルエンザ等対策の実施に努める。

3-2 情報収集・共有体制

- (1) 病院長は、愛知県、関係市町及び感染症指定医療機関との間において平時から連携し、医療の提供に必要な情報収集及び訓練等に努める。
- (2) 病院長は、愛知県、関係市町及び医療機関等の関係機関と円滑に連携を図るために、連絡先をあらかじめ共有するものとする。

【第4章 新型インフルエンザ等対策の内容及び実施方法】

4-1 準備期における準備

準備期においては、病院長は、新型インフルエンザ等対策の体制整備、職員の健康管理と啓発、病院機能の維持・業務継続及び医療資機材の確保等について、必要な措置を講ずる。

4-2 初動期における対応

初動期においては、「帰国者・接触者外来」は設置しないが、通常診療に新型インフルエンザ等患者（疑いを含む。）が受診する可能性がある。早期段階においては、感染経路や病原性の程度が明確になっていない場合が多いため、新型インフルエンザの患者（疑いを含む。）に対しては、接触予防策＋空気予防策を実施する。

4-3 対応期における対応

対応期においては、病院長は、新型インフルエンザ等マニュアルに基づき、診療体制等について、必要な措置を講ずる。

4-4 患者数が大幅に増加した場合の対応

対応期において、患者数の大幅増加又は勤務可能な職員数の減少が発生した場合には、病院長は、新型インフルエンザ対策委員会を開催し、一部診療業務の縮小・休止等について審議して、決定事項について必要な措置を講ずる。

4-5 発生時における情報収集・連携等

病院長は、新型インフルエンザ等が発生した場合には、愛知県、関係市町及び医療機関等との間において、情報収集及び情報共有に努めるとともに、関係機関と連携・協力し、新型インフルエンザ等対策を実施する。

4-6 特定接種の実施

- (1) 病院長は、特定接種の接種総数、接種順位等が新型インフルエンザ等発生後に政府対策本部において決定され、愛知県知事の指示によることから、職員への特定接種の優先順位を決定し実施する。
- (2) 病院長は、特定接種の実施にかかわらず、業務の継続が可能なよう対策を講ずる。

4-7 感染対策の検討・実施

病院長は、院内における感染対策について検討を行うとともに、患者及び職員の安全対策に努める。

4-8 発生時の人員計画

病院長は、新型インフルエンザ等の発生により職員の出勤率が低下した場合の対策業務の継続方法について検討しておく。

4-9 医薬品及び診療材料等の備蓄

- (1) 病院長は、医薬品及び診療材料等の必要数について検討するとともに、必要最低限の備蓄を行う。
- (2) 病院長は、診療機材等の整備、点検を行い不測の事態に対応できるように準備する。

【第5章 その他新型インフルエンザ等対策の実施に関し必要な事項】

5-1 職員への教育・訓練等

- (1) 病院長は、平時から院内感染対策について徹底するとともに、新型インフルエンザ等の発生時に適切な医療を提供できるよう、患者の安全確保及び職員の危機意識の向上に必要な教育及び訓練を実施する。
- (2) 病院長は、愛知県、関係市町等主催の研修会等に積極的に職員を派遣し、地域における新型インフルエンザ等対策に必要な知識・技術を習得させる。また、研修会参加者等を効果的に活用して職員に対して新型インフルエンザ等対策に必要な知識

等の周知徹底を図るとともに、実践的な訓練を実施し、職員が適切に行動できるようにする。

5－2 計画の修正

本計画は、定期的に見直しを加え、必要に応じ修正する。

附 則

本計画は、平成27年1月1日から施行する。

附 則（令和8年6月1日一部改正）

本計画は、令和8年6月1日から施行する。